

第四章 中世の出石



この章では、源平争乱から山名氏の滅亡まで、つまり中世と呼ばれる時代の出石を叙述している。

第一節を一二世紀の初めの平正盛の但馬守叙任から起筆したのは、院の庇護のもとに源氏に対抗し得る武士の棟梁として台頭した平氏の但馬守叙任は、それまでの公家貴族の国守叙任とはちがつた新しい武士の時代の到来を予告するできごとであつたかである。新興の平氏勢力に深く結びつこうとした在地勢力は但馬にもいたが、それは朝来、養父二郡を中心とする南但に顯著であつて、平氏没落ののちには没官されて関東御領とされたが、出石郡における在地武士の動向は必ずしも明らかではない。しかし、郡内には、比叡山よりさらに反平氏的であった寺門派園城寺の聖護院御領の薬王寺と高龍寺があつたから、むしろさらに反平氏的であつたかも知れない。

但馬守護は横山党の小野時広、安達親長のあと、承久の乱の勲功として常陸房昌明が任せられた。昌明は出石郡太田荘を賜つて太田昌明と名乗り、子孫あいつけて、守延に至つたが、守延が元弘の乱で後醍醐天皇方に属し、聖護院宮静尊法親王を奉じて入洛しながら、二条大宮で戦死したため、その後の但馬を一層混乱させた。

鎌倉時代の但馬は『但馬国太田文』によつて一国的規模でかなり詳細に判明する。しかし、この太田文は必ずしも一二八五年(弘安八)一二月の段階における但馬の荘園公領を示すものではなく、守護太田政頼の督促にもかかわらず田数注文を提出しなかつたところも多く、それらについては古帳記載の田数がそのまま注進された。出石郡では土野荘・矢根荘・同余田・安良別宮の四か所がこれに該当する。但馬一宮の出石大社は一四一町余の膨大な社領をもち、その多くが長日御祭田・講経修理田・引声并御神

楽田などの名目をもつ除田で、定田はわずか八町八反余にすぎなかつた。

郡内の公領、出石郷・神戸郷・小坂郷・下里郷・安美郷などに勢力を張っていた出石氏一族は、本姓大江氏で守護太田氏の一族であつた。しかも出石信政一行願系が太田一族の宗家であつたらしい。從来不明だとされている但馬守護所は、太田氏一族の所領が出石郡に庄倒的に多いことを考えると、国衙近辺を考えるよりも、出石郡内の、それもおそらくは出石郷付近にあつたとするほうが妥当ではないかと、いう説を提示している。



南北朝時代の但馬の守護は目まぐるしく代わつたが、やがて山名時氏が領國化に成功した。明徳の乱で山名氏一族の守護国は一いか国から但馬・因幡・伯耆三か国に転落した。但馬は山名氏惣領家の守護国となつた。山名時熙(常熙)は失地回復につとめ、備後・安芸・石見三か国を加え、その子持豊(宗全)は嘉吉の乱の勲功で播磨・備前・美作三か国を拝領し幕府最大の実力者にのしあがつた。山名持豊は応仁の乱の西軍の総帥となつたが、都での戦乱の隙に播磨・備前・美作を赤松政則に奪回され、乱中に京都で病死した。あとをついだ政豊は失地回復をねらつて播磨に侵入して数年死闘をくりひろげたが、最終的には失敗して但馬に撤退した。政豊は敗戦の責任を問われて国人たちに離反され、以後の但馬は收拾しがたい混乱に陥る。政豊のあと、致豊・誠豊兄弟がつぎ、さらに誠豊の子祐豊(宗詮)が守護職をうけついだが、国人の分裂を統一することができないままに、織田信長の部将羽柴秀吉軍に席巻されて崩壊する。以上のような山名氏の盛衰を、その本城此隅山城をもつ出石にできるだけ即して叙述することを心掛けてはいるが、実は在地史料がきわめて乏しいなかで、これをどう描くかに苦心したというのが、偽らざるところである。

第一節 鎌倉時代の出石

1 源平争乱と但馬

但馬守平正

盛

桓武天皇にはじまる平氏には、高棟王からの流れと、高望王からの流れの二系列がある。平維衡は、源頼信・藤原保昌・平致頼とならんで「世に勝れたる四人の武士」(『十訓抄』)の一人に数えられるほどの武勇の士であったが、伊勢・伊賀に所領をもち、伊勢平氏の祖となつた。維衡の子孫は、曾孫の代に至つて大いに繁栄したが、その一人に正盛がいた。

正盛は一〇九七年(永長二年)に、その所領伊賀国(とだ)田村・山田村の田畠屋敷を京都六条院に寄進したことから、白河法皇と関係をもつようになつた。この六条院とは、法皇の最愛の長女媛子内親王の死後に、その御所を仏堂に改めたものであつた。内親王の死の翌々日に、法皇は近臣の諫止をふりきつて出家したほどに、悲嘆の涙(あわせ)に沈んだ。

法皇はそれまで京都ではまったくの無名の田舎武士にしかすぎなかつた正盛を、この所領寄進によつて清



写真 97 桓武天皇をまつる平安神宮（京都市）

新たな好ましい武士として認識し、これを庇護してその成長を助けることになった。正盛の所領寄進は、その意味できわめて効果的であったといえる。その最初の出来事が、源義親の追討であった。

源氏は「賜姓源氏」の称があるように、皇族が姓を賜って臣籍にくだるときには源姓を賜ることが多く、嵯峨天皇からでた嵯峨源氏、仁明天皇からでた仁明源氏のほか、清和源氏・宇多源氏・村上源氏などさまざま。源氏があるが、武士の棟梁になつたのは清和源氏の一流に限られる。すなわち、清和天皇の孫源経基は、承平・天慶の乱で武功があり、諸国の守を経て鎮守府將軍となつた。その子満仲は、藤原氏と結んで安和の変や花山天皇退位に暗躍し、攝津国多田荘に本拠を構えて子孫繁栄の基礎を固めた。満仲の孫頼義は、その子義家とともに、前九年（一〇五一）・後三年（一〇八三）の役を鎮压する過程で東国武士の心を掌握し、武士の棟梁としての地位を確立したのであつた。

ところが義家の子義親は乱暴者で、対馬守在任中の暴政のために捕えられて隠岐に流されたが、たちまち隠岐を討ち従えて出雲に押し渡り、官物私財を奪い目代を襲つてこれを殺すという暴逆をほしいままでした。

朝廷は義親追討を、当時因幡守であった平正盛に命じた。悪名高い義親に対しても、正盛はまだその名すらあまり知れ渡つてはいなかつたので、人々は追討のなりゆきを危ぶんだが、出雲に下向した正盛は、たちまち蜘蛛戸の城に義親を攻めて



写真 98 源満仲をまつる多田神社（川西市）

これを殺し、その首を京都に持ち帰った。この功によつて、正盛は因幡守から但馬守に栄転したのである。

因幡・但馬の両国は、同じように山陰道に属する上国（國は大国・上國・中国・下国に分けられていた）ではあるが、但馬は都にも近く因幡に比べると収入も多い良国であつて、正盛の但馬守補任は世人のそねみを買つた。殺されたはずの義親の生存を裏付けるような証拠もいくつかあつて、義親追討そのものが仕組まれた狂言のような奇怪な事件であった。正盛の行動はいかにも演出的な色あいが強いのだが、この事件の背景には、源義家のあまりの人気に恐れを抱いた院が、その後継者義親を政治的に抹殺することで、その勢力をそごうとした意図が見えかくれする。つまり正盛は院の政治力によって、源氏に対抗し得る武力に育成されようとしていたのであつた。

正盛は、白河法皇の造寺、造塔にはつねに成功（じょうこう）してがらを重ねて若狭守・丹波守などを歴任し、一一四年（永久二）には法皇に白河阿弥陀堂を造進して備前守を重任し、さらに讚岐守にもなつた。

正盛が但馬守在任中に、どのような治績をあげたのかはまったく何も分からぬ。造寺、仏塔に熱心な法皇に巧みにとり入った正盛のことだから、おそらく収奪にのみ熱心であつて、国司としては良吏であつたとは思われないが、在任中に但馬の武士を被官化する布石は打つていたに相違ない。それが具体的な効果をあげるのは、平經正の但馬守補任のことになつてくる。

平氏政権下 『平家物語』には、「境節但馬国のかきたりけるを給にけり」（巻第一）と、正盛の子忠盛がの但馬

但馬守が空席になったのをさいわい、これに任せられたとしている。しかし、これは『但馬史』（石田松藏著）が断じているとおりに誤りであって、事実ではない。平氏は、播磨・備前・安芸などの山陽道諸国をまず手中に収めて瀬戸内海を制圧した。また、大宰大式となり、貿易の利益を独占して経済的に豊かになつて急激に成長したのであつた。平氏で但馬守になったのは、一一七九年（治承三）十一月の平經正の補任まで待たねばならない。

すでに一一六七年（仁安二）二月、平清盛は太政大臣にのぼつており、翌年二月には大病に罹つて、死を覚悟し、出家して淨海と名乗つていた。清盛の子重盛は、一一七七年（治承元）三月に内大臣に任じ、平氏は全盛を詠歌しはじめた。しかし、一一七六年（安元二）七月に後白河法皇の寵愛した建春門院平滋子（清盛の室平

時子の妹、つまり清盛は妻の縁によつて法皇と義兄弟であった）が死んでからは、さしも緊密であつた法皇と清盛の関係に亀裂が生じ、その翌年には法皇の近臣大納言成親らによる鹿ヶ谷の陰謀が発覚した。

陰謀には、もちろん後白河法皇が関与しており、清盛もそのことを察知していた。しかし、その確証がない以上は、法皇と正面から対決できない。そのいらだちから、重盛の助命嘆願にもかかわらず成親



写真 99 平清盛塚（神戸市）

を備前に配流し、家人に命じてこれを殺させたのである（成親は重盛の妻の父、つまり舅にあたる）。

法皇と清盛との対立は、その後しだいに表面化し、一一七九年（治承三）一月、清盛は奏請して閔白藤原基房を罷免して、まだ若い藤原基通をこれに代えた。基通は摂関家の嫡流である基実の嫡子だが、基実の死後はその正室平盛子（清盛の女）の監督下に成長した。盛子の所生ではなかつたが、清盛の意のままに動く傀儡として推されたのである。基通は、右近衛中将から参議・納言を経ずにいきなり内大臣に任せられて閔白となつたが、まったく前例のない異例の昇進であつた。この閔白交代は、清盛の武力クーデターの前触れであつて、やがて太政大臣藤原師長以下の法皇の昵近者三九人を解官し、法皇の院政を停めて鳥羽殿に幽閉するという思いきった実力行使に出たのであつた。このとき清盛は法皇や法皇側近の者たちの所領を奪つて、これを平氏一門に分配した。同年正月の平氏の知行国は播磨・駿河・越前・紀伊・丹後・若狭・尾張の七か国であった、一月以降に但馬・土佐・能登・佐渡・駿河・阿波・備前・周防・伊豆・伯耆が知行国に加わっている。但馬の知行国主は清盛の弟経盛であつて、経盛は嫡子経正を但馬守に任命したのである。

経盛・経正　経盛は、『尊卑分脈』によれば清盛の次弟で、母は陸奥守源信雅の女、一一二五年（天治二）の父子

生まれだから、清盛より七歳下になる。安芸守・常陸介・伊賀守などの受領を経て、太皇太后宮大進・若狭守・皇太后宮亮・左馬権頭・内蔵頭などを歴任して一一七〇年（嘉応二）に四七歳で従三位・非參議となつた。次いで皇太后宮権大夫・修理大夫などになり、ようやく一一八年（養和元）に参議となつて公卿に列した。その歴任した官職からすると、武官として重要なものはないし、その昇進も弟教盛がつねに先んじて、経盛はそのあとを追うかたちになつてゐるから、比較的地味な存在だったらしいが、『玉葉』に



写真 100 平經正の墓と伝える
琵琶塚（神戸市）

散見するところでは、一七七年（安元三）四月の叡山の衆徒蜂起のさいに内侍所を守護していたり、同年五月の中宮院焼失の夜に、経盛が守護していることが知られるし、また、一七九年（治承三）一〇月の叡山の堂衆追討の追討使になつたり、その翌年五月源頼政挙兵にさいして一門の人々と、園城寺攻撃に参加しているから武人としては有能だったのであろう。ともあれ経盛は兄清盛の庇護のもとで、清盛の榮達につれて出生したのだが、公卿に列した時にはすでに五八歳にもなつており、しかもその時には、すでに清盛も死んでいたから、一門の長老として衰運の挽回に力の限りを尽くさねばならない立場に立たされたのであつた。

子の経正についても、兵衛佐・皇太后宮亮・丹後守を歴任して、一七九年（治承三）に正四位下に進み、但馬守を兼ねた、という経歴のほかには、その事跡を物語る史料はほとんどないが、「平家物語」によれば、経正は和歌を良くし、また琵琶の名手であったといふ。

『平家物語』では、経正は幼少のころに仁和寺の覚性法親王に稚兒として仕えて、法親王から琵琶の名器、「青山」を拝領したといふ。経正は都落ちにさいして、侍五、六騎を召し具して仁和寺に参上し、拝領した「青山」を返上し、「もし不思議に運命ひらけて、又都へ立ち帰る事候はば、其時こそ猶下しあづかり候はめ」と、泣く泣く別れを惜しみ、

くれ竹のかけひの水はかはれども
なをすみあかぬみやの中かな



写真 101 平敦盛塚 (神戸市)

の一首を残して立ち去ったという。『平家物語』に描かれた経正は、笛の名手とされた弟の敦盛とともに、艶に優しい平家の公達の典型であって、それだけに戦場での働きについてはほとんど説明がない。ただ助け船に乗ろうと汀の方へ落ちていこうとしていたところを、河越小太郎重房に討たれたことを知るばかりである。

経盛には経正・敦盛のほかに若狭守経俊という子があつたが、経俊も一ノ谷の戦いで戦死している。経盛は一ノ谷の戦いで三人の子をすべて戦死させてしまったのであった。

さて、但馬守経正は皇后宮亮で但馬守を兼任した。高倉天皇の皇后平徳子（のちに女院号を賜つて建礼門院といふ）の世話係、皇后宮職の次官が本官であるから、京都を離れられない。但馬守はもちろん遙任だから、但馬には目代が派遣されてきて、国務をとることになるのだが、経正が但馬守を兼ねたその翌年には源頼政の挙兵、福原遷都、源頼朝・義仲の挙兵が相次ぎ、源平争乱が一挙に爆発するし、一一八三年（寿永二）七月に、平氏一門は安徳天皇と、国母建礼門院を奉じて都落ちするのだから、経盛・経正父子が但



写真 102 平經俊墓 (神戸市)

表 31 『但馬国太田文』に見える関東御領

郡名	莊名	内訳
朝来郡	伊由莊惣追捕使田	1町4反 関東給 惣追捕使中務太郎
"	伊由位田(竹田莊)	18町2反大20歩 関東御領 預所地頭豊前太郎左衛門尉尚氏後家
"	多々良岐莊	13町 領家関東分 本家安嘉門院御領 地頭加治八郎輔朝
"	磯部莊	52町1反250歩 本所伊勢太神宮 領家地頭関東御領 給主若宮別当跡
"	広谷莊	70町2反 領家地頭関東御領 給主伊賀入道跡 (本家御分24町4反半) (領家御分42町7反半)
養父郡	水谷大社	69町3反 領家関東御分 預所地頭神主水谷左衛門大夫清有
"	大屋莊	44町5反300歩*1 尊勝寺領 領家右大将家*2 預所越中都維那*3
"	浅間寺	18町60分 成勝寺殿 領家実栄律師地頭関東御分 下司三方權守清行 給主仁夫彦二郎時隆

*1 底本は500歩だが諸本によって改めた *2 他は関東御領とあり、ここだけ領家右大將家とあるが、守護所進の太田文であることを考えて頼朝をさすと判定した。*3 底本は都作那、文意により改めた。

馬の知行國主・國守であった数年間に、但馬にどれほどの勢力を扶植しえただろうか。以下、そのことを考えてみることにする。

平家没官領 のちにやや詳しく述べる「但馬と平家方人」

馬国太田文によれば、但馬には表31に示した七か所に關東御領があつた。表中には『但馬史』が掲出していない伊由莊惣追捕使田が加わって八か所になつているのは、諸本を校訂した『但馬国太田文』の最良の底本が『日高町史資料編』によつて提供されたので、これによつたためである。

さて、関東御領とされた土地は、源平争乱で平家が滅亡したあと、平家所縁の所領がいわゆる「平家没官領」として朝廷に没収され、その多くが平家追討の恩賞として源頼朝に与えられたものを指す。逆にいえば、のちの関東御領は平家全盛の時代には平家一門の所領

だつたということになる。

表31を一見してすぐ気付くことは、それが朝来郡・養父郡の但馬南部の二郡に集中していることであり、とくに、磯部荘・広谷荘のように領家職と地頭職があわせて関東御領となつてゐるところは、南但に集中していた平家所領の中核部分であつたと考えるべきであろう。

当時の但馬国衙は、氣多郡高田郷またはこれに隣接する高生郷にあつたから、但馬の目代として派遣された経盛または経正の家人が、ここから程遠からぬ南但の七か所、とくに磯部・広谷両荘を拠点に勢力を扶植したことと、^{なす}肯けよう。

このほかにも、朝来郡山口荘は池大納言頼盛の所領一七か所の一荘として『吾妻鏡』(寿永三年四月六日条)にその名が見えている。広谷荘は生野を中心とする莊園だから、山口荘・多々良岐荘・伊由荘・伊由位田(竹田荘)から磯部荘(矢名瀬を中心とする莊園)まで、朝来郡の主要部分は全部が平氏に抑えられていることになる。

京都で平家の全盛が続き、但馬でも丹波・播磨への通路にあたる朝来郡の要地をがっちらりと握られ、さらに国衙には平家の家人が目代として送り込まれてくるような状況がでてくると、但馬の在地小豪族のなかにも、平氏に所縁を求めその後援を得て、近隣に威を張ろうと企てるものが現れるようになる。

二方郡温泉荘の平季盛・季広父子はその典型的な例であった。温泉荘はもとの国衙領温泉郷である。平季盛はこの地の本領主で、郷司百姓らとしばしば争いをくり返しながら、一一四二年(康治元)ごろに国司に訴えてようやく国判を得てこの地の領有を認められた。季盛は一一三九年(保延五)にその所領を子の季広に譲



写真 103 蓮華王院（三十三間堂・京都市）

つたが、やがて季広はこれを阿闍梨大法師聖顕に譲った。ちょうどこのころ、後白河上皇は蓮華王院（三十間堂と俗称する）の建立を発願し、平清盛が堂宇を造進して、一一六四年（長寛二）に蓮華王院は造営の功成つたが、阿闍梨聖顕はその造営に関与していた僧で、季広から譲られた所領を蓮華王院に寄進し、さらに鐘楼二字を造進して温泉荘の荘号が許されたという。季広はその後も温泉荘の下司職に任せられてその実権を握っており、その権威を背景に隣接する射添郷との界相（境争）論に勝ち、さらに今熊野社領八多荘との間に起こった界相論をも有利に展開させることに成功している。平季盛・季広父子は、平氏を名乗っているが、

元来は平清盛一門と直接繋がりをもつ武士ではなく、二方郡温泉郷を地盤とする群小在地土豪のひとりであったに過ぎない。その周辺には射添郷の磯生丹三郎真近のような、季盛・季広父子と同様の構造をもつ在地小土豪がひしめいていて、あるいは国衙に所縁を求めたり、中央の権勢家に伝を求めたりしながら、対立抗争を有利に展開させようと鎧をけずっていたのである。さきに摂関政治華やかなりし藤原道長・頼通父子のころには摂関家の私領寄進が相次ぎ、前九年の役・後三年の役で源頼義・義家父子の人気があがると、またこの父子に所縁を求めての私領寄進がにわかに増えた。さらに白河・鳥羽・後白河と続く院政の時代になると、院に対しての所領寄進がひきもきらずに続く。そしてまた今度は、平氏の台頭をみると、平家との所縁を求めて先祖相伝の由緒ある所領を寄進するのが急増してくるのである。もちろん寄

進といつても、そつくり全部を寄進してしまったのでは元も子もないから、寄進の条件として在地の下司や公文に補任されて、実質的な土地支配権を確保しておき、寄進さきを領家と仰いで所定の年貢公事を貢進し、その保護を求めるのである。それは地方小土豪の生きる知恵であつたといえる。

平季広も先祖相伝の私領を阿闍梨聖顕に譲ることによつて、蓮華王院を本所、聖顕を領家に仰ぎ、自分は下司として、実質的な私領支配の永続を狙つたのであり、さらに蓮華王院→後白河院→平清盛の強い繋がりを背景にして、つまり平家の方人となることによつてさらに大きな発展を実現させようとし、事実、効果的な成功を収めつつあつたのである。

平季広の失脚 都では一一八〇年（治承四）二月、高倉天皇がわずか三歳の皇太子に譲位した。清盛の娘徳子の所出、のちに謚名して安徳天皇という。その年五月には、以仁王（後白河皇子）と源頼政の

挙兵があり、六月には清盛が福原遷都を強行する。八月に源頼朝が伊豆で、九月に源義仲が信濃で挙兵した。頼朝追討のために派遣された平維盛らの大軍は、一〇月富士川で対陣し、戦わずして潰走した。このような状況のなかで、清盛は福原から京都に遷都し、諸国の源氏と戦おうとしていた矢さき、翌一一八一年（治承五）二月に病死した。この年から翌年（寿永元）にかけては『方丈記』がその惨状を描いた「養和の飢饉」で、仁和寺の隆曉法印が二か月に京中で結縁した死者が、四万二三〇〇余人もあつたという。源平の戦火が、やや下火になつたのも、この飢饉のためであつた。源平両方ともに、食糧補給の目処が立たなかつたのである。京都にさきに肉迫したのは、北陸を従えた義仲であつた。その銳鋒を避けて、一一八三年（寿永二）七月、平家一門は安徳天皇と国母建礼門院平徳子を奉じて、京都を棄てて西海に赴いた。



写真 104 義経、義仲が戦った宇治川（宇治市）

中央の政情が変わると、温泉荘の下司、平季広はさきに蓮華王院に寄進した温泉荘を横領奪回しようとす。季広は数町の給田を引き募りながら、一分の寺役を支えたことがなかつたが、義仲の入京を知ると、今度は義仲の所領だと称して、運上の年貢以下雜物を途中で押し取り、荘庫を追捕し、所納の米を運び取る、などの狼藉を働いた。訴えを受けた蓮華王院は義仲に働きかけて季広の狼藉をとどめ、押し取つた年貢以下の雜物などの返還を命ずる下文くだしふみを二度も出したが、季広は一向に承服せずに狼藉をやめなかつた。

ところが、京都で義仲が頼朝の派遣した範頼・義経軍に敗れて栗津で戦死すると、季広は温泉荘で孤立する。一一八四年（元暦元）四月の後白河院下文によれば、温泉荘の荘官等は季広・季長父子を「獅子の中の虫」と断じ、「世間落居せざるの折節おりあてをもつて、季広の吉慶となす。御荘を損亡せしむるの条は、今度に始まらず。前々平家の時、もつてかくの如きなり。なかんずく途中たりといえども領家においては（殺）教害を企て塵灰となすべきの由、結構の詞を致し、ややもすれば謀叛むほんの輩ひを相語らう。たとえ奸心かんしんを覆藏せしむるの者といえども、怖畏なきに非ざる歟。何ぞ況や露顕せしむるにおいておや」と季広らを非難し、季広父子の身を禁獄し、その子孫を永く地頭下司職につかせないようすることを要求して、それが認められたのである。

温泉荘における平季盛・季広・季長三代の所行は、時流に余りにも敏感に反応して功をあせつた極端な例であつたかも知れない。しかし、多

かれ少なかれ近隣の土豪たちも中央権門に所縁を求めて、その後援によって所領の保全を計ることを望んでいた点においては、本質的には同様であった。出石郡においては、温泉荘の平季盛一族のような具体的な事例は史料の上では見られない。しかし、但馬国太田文に、国御家人として記載される武士たちは、ともかくも源平争乱の時期を生き残った武士であることだけは確かであって、彼等は最終段階では源頼朝に名簿みょうふを奉つて、頼朝に臣従することで国御家人たるの地位を確保しているのである。

源平争乱期の

寺社の動き

平氏が没落した原因は、そのあまりに急激な台頭が公家社会の反感を買い、公家社会の中で孤立したことになつた。その頂点に立つ後白河法皇は、建春門院平滋子の死後、しだいに反平氏の立場を鮮明にしていった。藤原氏はこれよりさき一一六六年（永万二）七月、摂政基実が死んでその弟基房が摂政になつたとき、清盛は殿下渡領の半分を基房に譲つただけで、残りの半分を遺児基通分として基実の室盛子（清盛の女）に管理させてその実権を握つたことから反発が強まつた。もちろん、清盛と親昵であつた五条大納言邦綱のように平氏と深く結びついていた公家もあつたが、公家社会のなかの反平氏の風潮は院近臣を中心にしていに熟成されていつたのである。このような公家社会の空気は、公家社会と強く結びついて発達し維持されてきた南都北嶺の寺社にも、敏感に反映していた。

新興勢力として台頭した平氏は、自らの氏神・氏寺をもたなかつた。初めは延暦寺の歛心を求めてこれを氏寺化しようと試みたこともあつたが、失敗してかえつて延暦寺の反感を強め、延暦寺はしだいに反平氏の旗幟きしを鮮明にしていく。藤原氏の氏寺である興福寺には初めから反平氏の風潮が強かつたが、一八〇年（治承四）一二月に平重衡しげひらが南都を攻め、火を放つて東大寺・興福寺を焼亡してからは平氏を仏敵と目してそ

の調伏ちよふくを祈き祷とうし、またその武力集団である僧兵も公然と平氏と敵対関係に入つた。諸国にある延暦寺・興福寺の末寺・末社も、本寺の意向を反映して反平氏の立場をとるもののが多かつた。

豊岡市の妙楽寺（今は廃寺）が一六六八年（寛文八）に、京極氏の豊岡入部に際して提出した書類のなかに

頼朝ノ御書治承四年十月廿七日御寄進之御判

義経ノ御書并弁慶添状 是ハ年号ハ無之
十月廿九ト御座候

の二通があつたという。武藏坊弁慶は義経の股肱こうごうの臣として有名であるが、実は『吾妻鏡』や『平家物語』にみえる義経の主な従者は、佐藤継信（継信）・忠信兄弟、伊勢能盛（義能）・堀景光などであつて、弁慶の名は従者の最後に掲げられるだけで、特別な働きをしたとは何も書いていない。弁慶が義経随一の従者として特筆されるのは『義経記』（義経記）が初めてである。『義経記』が成立するまでも『武藏坊弁慶物語』（『看聞御記』永享六年一一月六日条）のようないくつかの弁慶物語がつくられ、それらを通して『義経記』に至つて義経第一の従者としての武藏坊弁慶像が創作されたのである。だから、「妙楽寺文書」の弁慶の添状をもつ義経の書状というのは、それだけでも偽作の可能性が高いといわねばならない。もちろん妙楽寺は廃寺になつていて、正文は伝わつていなから、これを確かめる方法もない。

しかし、日高町の進美寺が「去ぬる文治元年、八嶋（屋）の逆徒を責めらるるの時、小野時広の奉行によつて一万巻の観音経を讃読（説）し」というのは事実であろう。進美寺は延暦寺末寺であつたから、寺僧たちが反平氏の立場から平氏の命令を奉ぜず、源氏に心を寄せたとしても何の矛盾もない。『但馬国太田文』によれば、養父郡に不動寺・普賢院・弥勒寺、氣多郡に比曾寺・進美寺、城崎郡に小田井社が山門末寺として存在した



写真 105 薬王寺跡（但東町薬王寺）

から、進美寺以外の山門末寺も同様の反平氏的態度をとったことが考えられる。

出石郡には聖護院御領の薬王寺と高龍寺があつた。聖護院は天台宗寺門派（三井寺園城寺を本山とする派）の寺院で、園城寺は以仁王の挙兵以来、むしろ山門以上に反平氏の寺であつた。反平氏であつたばかりか、反義仲でもあつて、そのために義仲の法住寺合戦では、天台座主で「ヒトヘニ平氏ノ護持僧」（『愚管抄』）といわれた明雲とともに、園城寺円満院の円恵法親王（後白河皇子）が義仲軍のために殺されている。進美寺の例からすると、薬王寺と高龍寺も反平氏であったかも知れないのである。

2 但馬守護

惣追捕使小

野時広

進美寺に一一八五年（文治元）平氏打倒の祈祷を命じた小野時広は、別の史料（『進美寺文書』元亨元年（一二一〇）三月日進美寺住僧等解状）によれば、「但馬國惣追捕使横山権守小野時広」と書かれている。つまり但馬守護であったのである。

小野時広は横山権守と称したように、武藏七党のひとつである横山党の首領であつた。その本貫地は武藏国横山莊で、現在の八王子市南部一帯がその中心であつた。横山権守時広の女が和田義盛の妻であり、時広

の嫡男右馬允時兼の妹が和田常盛（義盛の嫡男）の妻であった関係から、和田義盛の謀反のときには、横山党は拳族これを支援し、三一名を討死させている（『吾妻鏡』和田一族一三人、横山党三一人、土屋党一〇人、山内党二〇人、渋谷党八人、毛利党一〇人など）。嫡男の時兼がそのとき六一歳だったというから、父の時広は生きてはいなかつたのであろう。

守護所源親 時広がいつ但馬守護をやめたのか分からぬが、一一九七年（建久八）七月には安達親長が守護であつた。

但馬国当役御家人交名

出石郡

雀岐新大夫助景

右、当役御家人交名、大略注進如件、

建久八年七月 日 守護所源親長

雀岐新大夫助景が、出石郡雀岐荘土着の国御家人であつたか、または他所から雀岐荘に地頭職を得て来住し、任地の地名を姓として名乗った武士であったのかは分からぬ。後者の例も少なくはないが、ここでは前者であつた可能性が強い。

雀岐荘は、河本・西谷・天谷・小谷・佐々木・相田・正法寺・平田・粟尾九村の地だというから（『莊園志料』）、今の但東町南部に広がつてゐた荘園である。

『但馬国太田文』によればこの荘園は法勝寺領で領家は尾張三位、太田文の作成された一二八五年（弘安

八）には領家方を三位入道の子息三人が分割領有しており、地頭は太田左衛門三郎入道如道であるという。つまり、さきの御家人雀岐氏は没落して、守護太田氏一族の左衛門三郎入道如道が地頭に補任されているのである。地頭改替の原因が承久の乱であることは後述する。

守護の権限は、大番催促、謀反人・殺害人の検断追捕のいわゆる「大犯三箇条」である。その第一に掲げられた最大の権限である大番催促とは、管内の地頭御家人に大番役（京都大番役と鎌倉大番役があり、それぞれ京都・鎌倉に上番して、朝廷・幕府および市中の警固にあたる）を割り当てるなどをさす。雀岐氏は雀岐荘の地名を苗字としているから、恐らく雀岐荘土着の開発領主の末裔であろう。関東武士で源平争乱の時期以後に恩賞として地頭職を与えられて入部して来た御家人を関東御家人と呼ぶのに対して、雀岐氏や前述の二方郡温泉荘の平季盛一族のようにその土地土着の武士で、源平争乱以後に頼朝に臣従して御家人となつたものを国御家人と呼ぶのである。関東御家人が恩賞として与えられた地頭職をもつてのに対して、国御家人は荘郷の公文職や下司職または郷司職、さらには国衙機構の庁直職や押領使職などを前代以来もつており、それらの所職を頼朝から安堵（承認）されて御家人になつたものが多い。

さて、横山党の小野時広に代わつて但馬守護になつた安達氏は、もともと奥州安達郡より起つたといわれるが、また一方、武藏国足立郡から起つた足立氏もあって、ときに音通して混同される。頼朝が蛭ヶ小島の一介の流人（じんじゆうじん）であつたときから仕えていた安達藤九郎盛長は、頼朝の信頼も厚く、三河の守護、のちには幕府の重臣のひとりとなつた。盛長の嫡子景盛は比企能員のあとに上野守護になり、出羽介となつて秋田城介と称し、泰盛の時代一二八五年（弘安八）一月に族滅するまで、幕府の重臣家として重んぜられた。安達

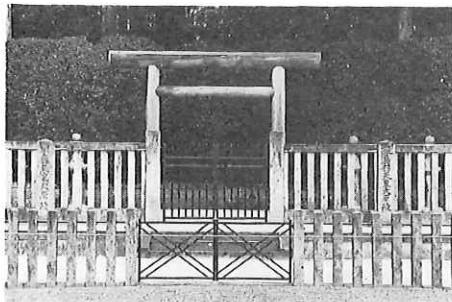


写真 106 後鳥羽・順徳天皇大原陵（京都市）

親長は源三と呼ばれたから盛長の三男であつたかとも思われるが、『吾妻鏡』に所見がない。

承久の乱と太田昌明の入部

一二二一年（承久三）五月に承久の乱が起つた。後鳥羽上皇の召しに応じて、大和・山城の武士一七〇〇騎が馳せ参じたという（『承久記』）。但馬の武士は、但馬守護安達親長の大番催促の形で招集されたらしい。これら京方の武士は「在京御家人」が中心であったと推定されている。洛中警固のために恒常に在京することを決められた御家人であつて、畿内周辺諸国の守護がこれに充てられていた。美濃・越前・伊賀・伊勢の守護であつた大内惟信、近江の守護佐々木広綱、但馬の守護安達親長、播磨の守護後藤基清、淡路・阿波の守護佐々木経高・高重父子らは、在京御家人であつたらしく、かれらは京都に滞留する間に、檢非違使や衛府の尉などの官職を与えられたり、北面や西面の武士に取り立てられたりして、院に親近する傾向にあつたのである。もう一つの京方の武士に藤原秀康・秀澄兄弟のタイプがある。この兄弟は河内・大和を本拠とし、院の北面で諸国の国守を歴任し、その経済力によつて院御所や仏寺堂塔を造進し、また和歌にも秀でていた文化人でもあつた。かれらは鎌倉時代になつても幕府に従わず、院を頂点とする朝廷権力と結びついていた畿内武士の典型であつたのである。

さて、安達親長も左衛門尉に任じられていた。一族の惣領である安達

景盛は御家人一〇〇余人とともに、將軍実朝の死を悼んで出家したのに、二年半後の承久の乱で安達親長は宮方の武士となつたのである。

京方の武士の出身地といふさきの一四か国には淡路が入っていないが、淡路の御家人が守護佐々木経高に招集されてその大部分が上皇方に加わり、乱後にその所領所職を失つたことが『淡路国太田文』によつて知られる。『淡路国太田文』は一二二三年（貞応三）四月に作成されている。このとき、幕府は諸国に大田文の備進を命じてゐるが、それは承久の乱後の新しい政治地図をつくる意図からであつた。だから『淡路国太田文』には、前地頭と新地頭が併記してあつて、承久の乱後、ほとんど一国総入れ替えの地頭改補があつたことを明白に知ることができる。ところが『但馬国太田文』はそれから六〇年以上を経た一二八五年（弘安八）一二月の注進にかかり、蒙古襲来に備えるための異国警固番役の割り当てには関係があつても、承久の乱による御家人の改替はもはや関心外である。しかし、但馬でも淡路に近い御家人の改補があつたことが推定できるし、少なくとも、乱後の恩賞として但馬守護職を得た常陸房昌明の子孫太田氏の台頭により、地頭職や公文職をもつ莊郷の前任者が、京方の武士として没落したことはまず間違いない。それらを考える前に、順序として常陸房昌明のことを述べておかねばならない。

常陸房昌明

常陸房昌明はもと比叡山西塔の僧であったという。のちに鎌倉に下つて頼朝の家人になつたが、それがいつのことかは分からぬ。一一八六年（文治二）三月、京都守護の任を一条能保（よしやす）に引き継いで鎌倉に帰つた北条時政が、洛中警衛のために特に選んで京都に残した北条時定以下三五人の勇士のひとりである「ひたちはう」が昌明の初見史料で、期待に背かず同年五月北条時定とともに、和泉国小

木郷で、源行家とその子光家を捕め取るという大功をたてた（『吾妻鏡』）。

時定と常陸房昌明が恩賞に与ったであろうことはいうまでもない。北条時定は、同年六月に義経の聟にあたる源有綱を、大和宇多郡に攻めてこれを自殺させた。有綱は伊豆守仲綱の子息であるから、頼政の孫にある。兄の宗綱は宇治合戦で祖父頼政・父仲綱とともに討死しているから、有綱が義経の聟というのは年齢的におかしい。これは舅のことであらうか。ともかく、北条時定は七月には、たびたびの勲功有るによつて右兵衛尉に任せられた。ところがこの年九月に、北条時政代時定と常陸房昌明は、最勝寺領越前国大藏荘を押領したとして、最勝寺から訴えられている。時定は『北条系図』（続群書類從所収）では時政の従弟になつてゐる。時政の代理を命ぜられるほどに信頼されていたのだが、常陸房昌明はこの時定と常に行動をともにしていたらしい。というのは、昌明は頼朝の家人としてよりも、むしろ北条氏とより強く結びついていたといふことである。



写真 107 源頼政首塚（亀岡市）

昌明は、一一八八年（文治四）七月に京都より鎌倉に下つていたが、強田辺にもつっていた領所が思いがけず得替とくし（交換された意か）されたので、訴訟のために上洛しようとしていた。昌明は頼朝に「便宜の事、扶持を加うべきの旨、御書在京御家人中に給わるべきの由」望み申したので、頼朝は京都守護一条能保宛ての「昌明在京の間、旅糧所望の如き事、所望に随つて給わるべし」という手

紙を書いて昌明に渡した。昌明は頼朝の手紙を内証で披いて、たいそう立腹してその手紙をもつて頼朝のところへねじ込んだ。手紙の趣旨をよく考えてみれば、「恩に似て罰の如し、何ぞ恥辱に非ざる哉」というのである。昌明は旅糧（旅行と滞在のための費用と食料）などが欲しいのではなく、訴訟のために上洛するのだから、「昌明は勇敢の誉ある者だ」ということを書いて欲しかつただけだ、と言い立てた。頼朝は昌明の言い分を面白がって、藤原俊兼（頼朝の右筆）に命じて書き改めさせた。それには、「僧たりといえども勇士なり」と昌明の要求どおりの文言があり、在京するから宿直に召し具されれば役に立つ男だ、と能保に紹介した形の手紙になっていた。昌明は思いどおりの頼朝の手紙をもらって大いに喜んだ、というのである。直情徑行、竹を割ったようなさっぱりした性格の男だつたらしい。

訴訟の結果がどうなったのかについては『吾妻鏡』は何も記さない。頼朝はこの事件以来、昌明が気に入つたらしい。一八九年（文治五）七月、頼朝は義経をかくまつた罪を鳴らして、奥州の藤原泰衡追討の軍を起こす。先陣は畠山重忠、それに五騎が従い一四四人が供をしたが、その一四二人目に常陸房昌明の名が見える（但馬の惣追捕使となつた横山権守時広の名もある）。北条時定に従つていた昌明は、このころには頼朝直属の有力御家人の末尾に加えられるようになつてゐたのである（時定はそのころまだ京都にいたのか、その名前は見えない）。

承久の乱と 昌明

一二二一年（承久三）五月、後鳥羽上皇が鳥羽離宮内の城南寺の流鏑馬揃いと称して近国の兵を召集したことで、承久の乱は始まつた。北条義時追討の院宣が、反北条氏とみられた武士たちのもとに送られた。



写真 108 城南寺（現城南宮・京都市）

昌明の但馬国への住所にも院宣をもつた召使五人が来たが、昌明が彼等を斬首したので、上皇方に味方しようとした但馬の武士たちは昌明のところへ攻め寄せた。昌明は一旦は防戦したが、防ぎきれないとみて山奥に逃げ込んだ。やがて北条泰時が鎌倉から大軍を率いて上洛してきたことを聞いて、昌明はそれに馳せ加わった。

この昌明の行動は北条政子や義時を非常に感動させた。合戦のことであるから、大将の命令を受けて上洛したものの中には矢に当たったり、水に溺れたりして死ぬ者も出るであろうが、まだ合戦になるかならぬかも決まらない以前に、院の使者を斬首したのは、関東を重んずる二心ない忠誠のあらわれであって、それだけでも他人とは比較にならぬ勲功だと、まだ昌明からの軍忠状（合戦における自分がらを書き記した報告書）が届かない以前に、但馬国守護職と荘園などを恩賞として賜った。そのことを昌明はまだ知らずに、形どおりに軍忠状を書いて鎌倉に提出したが、それを読んだ政子や義時は、いよいよ昌明の忠節を賞めちぎった。

政子や義時の異常ともみえる昌明激賞には、意図的な政治的配慮が見えかくれしている。つまり、英雄を創り出して士気を煽る政治家の常套手段である。かくして一躍抜擢された常陸房昌明は、これより以後、但馬守護太田昌明と名乗るようになる。

昌明の子孫は、このあと代々但馬守護職を継承して元弘の乱のころの太田守延に至るが、その系譜を『但馬史』の著者石田松藏は下記のように推定している。

3 但馬国太田文

『但馬国太田文』の注進

一二八五年（弘安八）一二月、但馬国の守護太田太郎

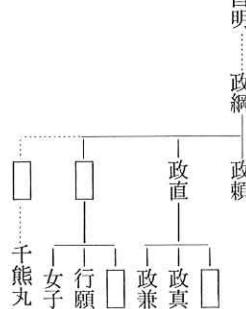
令によつたものである。

大田文は「図田帳」・「惣図田帳」・「田数帳」・「田数注文」・「田数目録」・「作田惣勘文」など、さまざまな名称をもつて呼ばれ、鎌倉時代に国ごとに田地の面積や、領有關係を記録した土地台帳のことである。現在のこつているものは一一九七年（建久八）の、九州諸国の図田帳はか二〇例に足りない。作成された年代からいえば、(一)鎌倉初期の惣朝在世時代のもの、(二)承久の乱後のもの、(三)鎌倉後期とくに蒙古襲来以後のもの、の三つに分類し得るが、『峰相記』によれば、播磨では関東御教書で一二三八年（嘉祐四）に、田所が惣田数

一万六七一八町七段二五代、一二七六年（建治二）に両序直、両田所らが一万七四四九町二段五代の田数を注進したというから、上記の三つの時期に必ずしも限られたものでもなかつた。

記載内容では、(A)一国内の荘公領すべての田数のみを記載するもの、(B)一国内の荘公領すべての田数および領主、とくに地頭については詳細に記すもの、の二つのタイプがあり、両者ともに国衙在序官人によつて

表 32 太田氏略系図



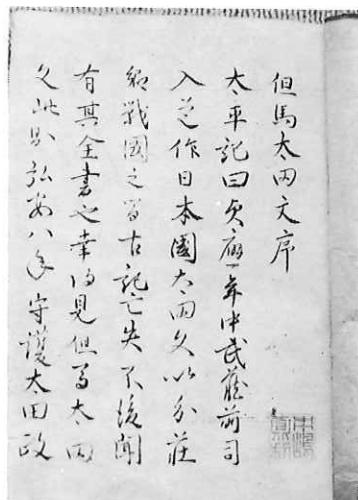


写真 109 『但馬太田文』(写本)序

作成されたものではあるが、領主・地頭についての記事を欠く(A型)には、国衙領の応輸田(年貢を輸する田、つまり国衙に年貢を出す田のこと)について所当米を記すものもあって国衙側の大田文、(B型)は鎌倉幕府の命令によつて各國守護の指揮の下で、国衙在庁官人が作成し上申した幕府側の大田文、と理解されている。『但馬国太田文』は、時期からいえば三、記載内容からいえば(B型)の大田文である。

出石郡内の
莊園公領 の順に、各郡内は神社領・仏寺領・国衙領・莊園領に分けて記述されている。

出石郡についていえば、神社領が非常に多いことにまず気付く。郡内の神社領は

當國一宮、本家高辻姫宮、案主藤肥前々司跡子息三人分
出石大社 百四十一町六反六拾分

——人左衛門入道連阿
——人四郎左衛門入道妙心
——人五郎左衛門入道定智

常荒流出 三丁一反 又出石郷押領四丁四反小云々

長日御祭田 七十一町二百五十六分

講経修理田等 二十七町九反大

引声并御神樂田以下料 十一町一反大

第1節 鎌倉時代の出石

領家佃案主給 六丁半

定田 八町八反百四十分

土野庄 七拾町

公文土野源太家俊跡
御家人役勤家俊跡近年

不出注文間、任古帳註進之、
為本所被仰留之、

賀茂社領 矢根庄 十五丁九十分

公文矢根夜又王太郎跡

同社領 領家同上

同余田 二町八反三百三拾分

両所共不出注文の間、任古帳註進之、

八幡宮領 背庄 四十一丁七反三百分内 地頭二人

北方 十六町七反小 地頭藤肥前左衛門太郎経久

神田 壱町五反 加当一官田五反定

寺田 一反

加徵代 一町

定田 九町小

南方 二拾五丁半 地頭多々良岐孫太郎長基

神田 五町二反 加修理

御油田 一反

人給 四丁一反

第4章 中世の出石

定田 十二町半
伊勢大神宮領 領家綾小路僧正 下司小野五郎太郎孝村御家人
大垣御厨 二十町五反

常荒流失 一町四反

神田 一丁二反

下司公文給 各一町

定田 武拾町四反

同宮領 領家同上 下司小野太郎高依御家人
開発村 三丁九反

流失 壱反小

神田 一反

寺田 一反小

人給 六反

定田 二町九反小

八幡宮領 下司安良太郎安景、同次郎政景御家人
安良別宮 二拾八町八反三百三十分

度々難相触不出注文之間、任古帳註進之、

鉢山寺 六町八反二百四十步
熊野本宮領 国別當南左太郎高春御家人

仏神田 二丁四反

定田 四町四反百四十分

国名	式内社数	
	座	75(うち県域20)
津波	71(" 26)
馬	131	
磨	50	
路	13	
撰丹		
但		
播		
淡		

の九か所に及ぶ。このうち土野莊・矢根莊・同余田・安良別宮の四か所は、国衙からのたびたびの催促にもかかわらず報告を出さなかつたので、取りあえず「古帳」のままを、転記して提出するという但し書きが付いている。仏寺領五か所のうちの二か所、莊園領三か所のうちの一か所も同じようく報告をしなかつた（国衙領七か所はさすがに全部が提出している）。国衙の命令が支配関係をもたない莊領については、なかなか貫徹しなかつた事情がよく分かる。

但馬一宮の出石大社が一四一町余という大きな社領をもつてゐたことは注目される。但馬二宮の栗鹿大社は一〇〇町余、三宮の水谷大社は六九町余であるから、社格に従つて社領に大きな差があつたことが分かる。養父郡の水谷大社は「延喜式」神名帳に、「夜夫坐神社五座名神大二座 小三座」とは別にある「水谷神社名神大」のことらしい。中世には夜夫坐神社（養父神社のこと）を凌いで水谷大社が但馬三宮の地位を占めていたことが分かる。

「延喜式」神名帳によれば、兵庫県では但馬は式内社の数が異様に多い。いま、県域の式内社を表示すれば表33のようになる。但馬では、どの谷筋にもそれぞれ式内社が鎮座しているといつてよいほど多いのだが、『但馬国太田文』にみえる神社は出石・粟賀・水谷の三大社のほかには押坂社・赤渕社・衣摺社（以上朝来郡）、物社（氣多郡）、小田井社（豊岡市）がみえるほかには神社名がみえない。式内社は赤渕社だけで、ほかの神社四社はその後に台頭した神社である。一方、目立つて多いのは室尾別宮（朝来郡）、龜別宮（養父郡）、伊福別宮・椒別宮・円山別宮（以上氣多郡）、安良別宮（出石郡）、寿永寺別宮・大石別宮（城崎郡）、熊次別宮（七美郡）、



写真 110 安良別宮（八幡宮）本殿

さて、出石大社の本家、高辻姫宮は京都高辻に邸を構える姫宮のことだが、具体的には誰のことか分からぬ。ただ、のちの史料で、出石郷・神戸郷が蓮華院領で三代御起請の地だといっているから、もともと皇室領であつたのかも知れない。案主は藤肥前々司の子息三人（左衛門入道蓮阿・四郎左衛門入道妙心・五郎左衛門入道定智）が分領していた。出石大社が支配した一四一町余の田は、長日御祭田・講経修理田の除田がほとんどを占めていて、定田（年貢がかかる

勝樂專別宮（二方郡）などの石清水八幡宮領の別宮で、その他に伊福別宮領の春日社（氣多郡）もある。また伊勢太神宮領・賀茂社領・熊野山領・新熊野領などの神社領もあるが、それらは御厨・莊などの名で呼ばれて神社領莊園である。もちろん当時は神仏習合の時代であるから、たとえば小田井社は山門無動寺領で、領家は日向律師昌範という僧であった。要するにかつて律令国家の奉幣に与った式内社も、律令体制の崩壊とともに衰退して、中央の社寺の所領となるか、新しく國家の鎮守社として台頭してきた石清水八幡宮の末社となつて系列化されるかしなければ、生き延びられなかつたのである。中世を生き延びるために、国衙の積極的な承認と保護が必要であり、それが惣社なり一宮、二宮、三宮といった新たなる序列化であったといつてよい。

田地)はわずか八町余にすぎない。領主佃案主給が六町半あるが、案主としては膨大な除田は魅力ある土地である。「神床家文書」の一三八八年(嘉徳四)後二月五日付の下文は、袖判の署判者が誰か分からず、文意も具体的にその内容を語らないのだが、案主が当時の譴責に付して他事を忘れるによつて、神事が凌遲し土民が侘傺(たてむら)しているといつてゐる。譴責とは年貢などを厳しく催促して取り立てることをいうのだから、目さきの譴責ばかり考えて他の事を考えないから神事も滞り、百姓が困惑しきつていたのであろう。案主にそのことを触れ仰せたところ、新儀の非法は停止するという請文(うけふみ)を提出し、神人にも下知した。だから今後は社内の静謐(せいひつ)、百姓の豊饒(ほうじょう)は疑いない。これ偏(ひよ)く太明神の御結構の賜物だ、というのである。案主の新儀非法の内容が「当時の譴責に付して他事を忘る」というだけで具体的でないのは残念だが、案主は太田文の藤肥前々司の前任者か、前々任者あたりであつたろうか。その年一月、源家則が出石社の神主職に補せられた。一三二四年(元亨四)四月に御表田并神主職に補せられた家朝なる人物も、また一三三八年(建武五)七月に神主職に補せられた源家景も、おそらく家則の子孫なのであろう。源家景は一三五二年(正平七)一二月の軍忠状(出石神社文書)によつて、長尾彦太郎家景と称していたことが知れる。長尾の苗字は、天日槍の来朝に際して朝廷から派遣された使者、長尾市(一三九ページ参照)に由来すると伝え、その子孫だと伝承する。太田文には長尾氏を称す「国別当長尾孫三郎政経」がおり、出石毗沙門堂領八町四反を管理し、人給一町を受けてゐるが、政経は御家人であったといふ。この国別当とは、国衙の支配下にあって国内の寺社の管理に当たるものらしく、朝来郡の沢寺田五町(熊野山領)に国別当三江地石見前司重氏、氣多郡の善雲寺六町四反余(領家染殿)に国別当(名を欠く)以下、表34のような国別当の記事がある。

第4章 中世の出石

表 34 『但馬国太田文』に見る国別当

郡名	莊郷寺社田名	面積	領主	国別当(国神主を含む)
朝来郡	沢寺田	5町	熊野山領	国別当三江地前司重氏
氣多郡	新宮田	3町	熊野領	国神主一庁官
	善雲寺	6町4反250分	領家染殿	国別当, 地頭楽前藤内兵衛入道了一
	五大堂田	4町		国別当助真跡
	長喜寺田	2町		同別当一庁官 ※
	樂音寺田	3反60分		同人
	来迎寺田	2町		同人
	蓮台寺田	3町8反		同別当 ※
	吉祥寺田	2町1反大		同人
	竹隆院	4反		国神主成蓮
	善代寺	1町7反		国別当院儒所師親
	樂音寺	1町60分		同人
	興法寺	3町		国別当教蓮
	小山田寺	3丁		国別当水落太郎重方跡御家人
出石郡	鉢山寺	6町8反240歩	熊野本宮領	国別当南左太郎高春御家人
	法皇寺	4町小		国別当国司之沙汰
	出石毗沙門堂領	8町4反		国別当長尾孫三郎政経御家人
城崎郡	樋爪莊	69丁5反170分	平等院領 殿下渡領	下司奈佐太郎高春御家人・ 公文宮井太郎左衛門尉盛長
	樋爪國領	80町4反130分		下司奈佐太郎高春御家人・ 公文宮井太郎左衛門尉盛長
	温泉寺	9反小		国別当教蓮
	小社	7反小		国神主祝下次官資経

国別当は数名いて、主として寺院が所有する比較的小さな面積の土地を支配していたが、国司の支配下にありながら鉢山寺の国別当南左(奈佐)太郎高春の例に見るよう、別に大規模の莊園または国領の下司職をもつていて、御家人になっているものもいたことが分かる。出石毗沙門堂領の国別当長尾孫三郎政経もまた同様に出石大社の神主職として一四一町余に及ぶ社領を支

配したのであらうが、当然、さきの案主職をもつ藤肥前々司家との間の勢力争いが予想される。

八幡宮領菅

石清水八幡宮領の菅莊は、細見・荒木・福見・暮坂の四か村の地であったという(『莊園志料』)。

莊

ここには式内社須義神社の鎮座することはすでに述べた(二二九ページ参照)。四一町七反余の莊園は、太田文の時代には北方一六町七反余と、南方二五町余に分かれ、それぞれ藤肥前左衛門太郎経久・多々良岐孫太郎長基が地頭であつた。社は北方地頭方にあって、社殿のある宮山は悉く地頭分だというのだから(『川崎文書』)、鎮座地の荒木が北方、他の三か村が南方かと考えられよう。

太田文では、菅莊は神田(北・南方、それぞれ一町五反、五町二反)、寺田(北方のみ、一反)、一宮田(北方加当五反、南方三町六反)、御油田(南方一反)、加徵代(北方一町)、人給(南方四丁一反)などの除田を差し引いた残りの定田が、北・南それぞれ九町小、一二町半、という計数で示されているが、『川崎文書』の一三〇年(寛喜二)の文書(ただし一二七一年の写し)には、月々祭田が三町三段、講田分が三段、修理田が三町八段、合

面積	祭祀
2段	正月元日祭
2〃	正月3日〃
2〃	正月7日〃
1〃	正月15日〃
2〃	正月17日(南方地頭分)〃
2〃	2月朔日〃
2〃	2月初卯〃
2〃	3月3日〃
2〃	4月3日〃
2〃	5月5日〃
2〃	6月晦日〃
2〃	7月7日〃
1〃	7月15日〃
2〃	8月15日〃
(講田2〃)	〃八講)
(神子艶田1〃)	〃
2〃	9月9日祭
(講田1〃)	〃若宮講田)(南方地頭より)
1〃	9月15日祭
2〃	10月15日〃
1〃	11月初卯〃
1〃	12月15日〃

計七町六段(計算が合わないのは修理田に「三反 八幡宮わかくさ田 自北方地頭方」が脱落しているためらしい)の神田があつたことが分かるが、太田文とは合わない。具体的なものでは、『川崎文書』



写真 111 菅莊八幡宮須義神社全景

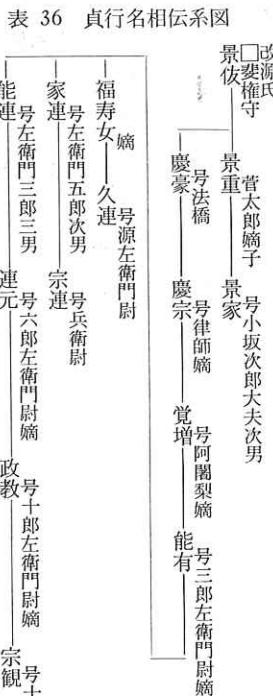
では「五段 御油田自南北地頭方、此内式段者畠」となっているが、太田文では、南方に「御油田 一反」が記載されているだけである。

『川崎文書』をみる限りでは、菅莊八幡宮は厳重に祭祀が守られていたらしい。三町三段の祭田の内訳は表35のとおりである(講田などを付記してある)。

正月には神事が集中していて元日・三日・七日・一五日・一七日と五日もある。石清水八幡宮で最も重要な祭祀は八月一五日に行われる放生会^(ほきようえ)で、勅使が参向した。元来は「金光明最勝王經」に因む仏教的行事なのだが、菅莊八幡宮ではこの日に八講(法華八講のこと)を行つたらしい。法華八講が行われたのはこの莊園が正確にいえば八幡宮寺(護国寺)の所領で、菅莊八幡宮にも供僧六口がおかれていたためである。

一八六八年(慶應四)の神仏分離までは、神は仏と離れがたく融合していたが、とくに八幡神は八幡大菩薩の称のあるようすに神仏習合の代表的な神であつて、供僧支配が行われていたのは別に異とすべきことではない。注意をひくのは神子艶田のあることである。艶田は化粧田と訓み、神と人とを媒介する巫女^(みこ)が女性であるところから、その給田が特に化粧田と呼ばれたものであろう。

菅莊の南方地頭職をもつ多々良岐孫太郎長基は、その苗字からみて、朝来郡多々良岐莊を本貫地(武家の姓氏發祥地)とする武士と考えてよいが、



本家を安嘉門院とする

264

同荘は前述のように領家職は関東分であつて、

その地頭職は加地八郎

輔朝がもつていた。加

地氏は佐々木盛綱が恩

賞として越後国沼垂郡

加地荘を得て加地氏と称した家筋である。多々良岐氏が本貫地を收公（官が取り入れること）されて関東御領とされ、菅荘南方で地頭職をもつてることの背景には、恐らく源平争乱から承久の乱に至るまでの動乱期に多々良岐氏がたどつたであろう複雑な過程をうかがわせる。

菅荘には貞久名・宗友名・貞行名などの名田^{みょううん}があつた。貞行名は坪付注文をのこしており、

構成

八筆で一町三反二六〇歩と三処からなつていた。ここでいう三処とは、面積表示のないシム

カイ（新聞）の土地三か所のことである。そのほかにも山林を含んでいた。

『川崎文書』にある□行名相伝系図は貞行名のことらしいが、表36のようになつていてる。

□妻權守を称した景^{けい}（^{けい}、^{けい}ではなく俊である）の嫡子景重は菅太郎、その次男景家は小坂次郎大夫を称している。但東町の小坂^{こざか}峠の麓^{ふもと}に小坂の名があるから、そこに所領所職をもつていたのであらうか。

景^{けい}の嫡子景重の弟、法橋慶豪の家筋は、律師慶宗、阿闍梨覺增と三代統いて僧名を名乗つてゐる。この

表 37 宗友名相伝
系図



うち、律師慶宗が、宗友名主職を一二九四年（永仁二）三月に源吉房に譲つた源慶宗と同一人物だとすると、かれは宗友名主職をももつていたことになる。貞行名はのちに宗友名になったもので、それは一三七一年（応安四）三月の末次六郎入道沙弥道了の譲状に明記されている。『川崎文書』で復元できる宗友名の相伝系図は表37のとおりである。

さきの相伝系図と、この史料から復元された系譜で共通するのは、源慶宗（（律師慶宗））と十郎左衛門尉政教（但し系図は嫡子、系譜は養子）の二人しかなく疑問が多いが、系図は後世のものだから、系譜の方を信頼すべきであろう。

弘原莊と大内莊　太田文にみえる寺領には、片野莊（崇徳院御影堂領）・雀岐莊（法勝寺領）・弘原莊（高野平等院領）・大内莊（法金剛院領）・善住寺莊（悲田院領）の五か莊があり、片野莊・雀岐莊は但東町に、弘原莊と大内莊は出石町域にあつた。善住寺莊は莊域が未詳である。

弘原莊は弘原上・中・下三村に、鍛冶屋・奥山二村を併せた地域というから『莊園志料』、出石町南部に広がっていた莊園である。領家の中納言法印能誉は、別の写本には範譽とあり、『尊卑分脈』所収の藤原氏

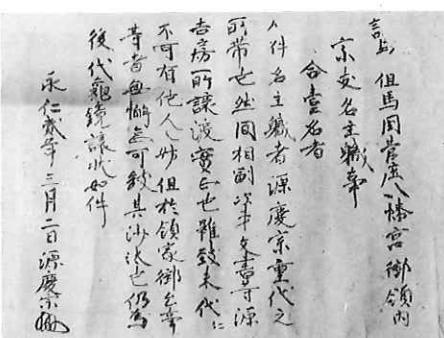


写真 112 宗友名主職讓状（須義神社蔵）

高藤流の惟孝・説孝等孫にみえる「平等院執行、法印大律師範譽」
 （父衆遍は平等院執行・法印、子の良仲も同執行・法印律師であった）のことで
 あろうか。面積は五〇町、地頭は太田左衛門太郎政頼、つまり当時の
 但馬守護太田政頼その人であつた。

法金剛院領大内莊は、「校補但馬考」に「按するに、立石村の奥に
 字大内と称する所あり、又大内越と言ふ峰あり、共に森尾村に属す、
 赤木勝之の但馬新岡にも大内谷を記せり、蓋し古の大内庄の地なるへ
 し」とあって、出石郡北西部、現在では豊岡市に編入されている地域
 にあつたらしい。法金剛院は一一三〇年（大治五）に待賢門院藤原璋子
 （鳥羽天皇中宮、崇徳天皇生母）が、清原夏野の双丘寺を再興された御願寺

で、のちに女院はこの寺で落飾出家している。寺は播磨守藤原基隆の成功によつて建てられ、仁和寺覺性法
 親王に譲られて仁和寺末寺となつた。旧名（双丘寺）が示すように洛西 双丘にあつた寺である。法金剛院領
 荘園は主として待賢門院領莊園から成り、女院の死後は皇女上西門院統子内親王に譲られ、一一八九年（文
 治五）内親王から後白河法皇に伝領され、のちに長講堂領莊園とともに宣門院観子内親王（後白河法皇と丹後
 局高階菜子との間の皇女）に伝えられた。承久の乱後、法金剛院領は幕府に没収されるが、間もなく返進され、
 一二五一年（建長三）法金剛院領は女院の養女鷹司院藤原長子（近衛家実の女、後堀河中宮）に譲られ、さらに後
 深草天皇に伝わり、長講堂領とともに持明院統の皇室領となつた。



写真 113 双ヶ岡 (京都市・京都市提供)

一二八五年（弘安八）、法金剛院領は後深草上皇の管理するところであった。
領家の真言院僧正、預所佐渡入道禪海が誰のことか特定できないが、持明院統
・仁和寺に近い人物であろうことだけはいえる。

大内荘の現地荘官は、下司香住孫太郎入道淨阿と公文金覚の二人であった。
下司の香住淨阿は、荘内の香住（城崎郡香住町ではない）に本拠をもつ土豪らしい
が、下司職を安堵されて御家人の列に入った国御家人である。

公文金覚の注進によれば、大内荘は六〇町余の荘園であるというが、下司香
住淨阿の注進では定田だけでも九〇町あり（公文注進の定田は五三町五反余）、そ
のほかに新田二〇町、下司開発の奥野村新田三〇町は預所に押領されたといい、
惣田数は一四九町に及ぶという。

太田荘（但東町）も法金剛院領であった。

國領出石郷と

出石郡内にあった公領（国衙の支配する公郷）には、出石郷・神かん
戸郷・小坂郷・下里郷・安美郷と法皇寺・出石毗沙門堂があ

つたが、ここに勢力を張っていたのは出石氏一族であった。

出石郷の地頭出石三郎信政は多くの子女に恵まれていた。嫡女は養父郡石禾
上郷一分方地頭であった長右衛門四郎長連の妻となり、安美郷七六町七反余の
地頭職をもつていた。次女は安芸之助光直の後家で安美郷に三町の所領をもち、

表 38 出石信政の子女

大江氏	一嫡女 (安美郷地頭) 地頭給五町九段三〇二歩 長長連 (養父郡石禾上郷一分方地頭)
出石三郎信政	一次女 (安芸之助光直後家) 安美郷三町
一四女 安美郷三町	一三女 安美郷三町 沼田願西 (気多郡氣多郷地頭)
佐渡入道禪海 (出石郡大内荘預所)	一四女 安美郷二町 寺を含む) の地頭沼田小太郎入道
一嫡男 太田三郎次郎入道行願、下里郷地頭 地頭給五町 一段一三五歩 菊万・宗平名 五町八段三〇二歩	願西の妻となり、安美郷に三町
一次男 政光 出石郷地頭・安美郷成支名 八町五段	の所領をもち、四女は出石郡大
一三男 信繼 安美郷安富名 七町一三〇歩	内荘の預所佐渡入道禪海の妻で、
一四男 信長 安美郷成支名 四町七段二〇〇歩	同じく安美郷に二町の所領を分 与されていた。
	信政の次男は孫三郎左衛門尉

さて出石信政の子女たちに安美郷内の所領名田が分与されているのは、出石氏の根拠地が出石郷よりむしろ安美郷にあつたことを示している。出石郷の地頭職は白川三位家の越訴によつて召し上げられた上、改めて子息孫三郎政光にあてがわれたらしい。といふのは、「依白川三位家越訴、地頭被召上、子息孫三郎政光諸死云々」をどう解釈するかであるが、『日高町史資料編』の補注のように「被宛云々」の誤記と理解するのが最も妥当だと考えられるからである。

白川三位家から訴訟が起こされたのは、出石郷・神戸郷の二郷は出石大社の神郷的色彩が強かつたからである（代々神祇伯に任する白川家のうち、当時、白川三位と呼ばれたのは資緒王のことである）。

さて、出石氏で注目すべきことが二点ある。その一是、出石三郎信政の嫡女で、安美郷地頭職を継いだ女性が大江氏を名乗つていることである。その二是、下里郷の地頭太田三郎次郎入道行願が「惣領」で菊万・宗平両名五町八段三〇歩（当名地頭明光の注文では菊万三町、宗平一町三段一六〇歩、計四町三段一六〇歩という）をもっており、行願の妹二人も各一町を領知している。問題はこの行願の妹一人に「信政女子」の割り注がついていることである。行願の妹が信政の娘であれば、行願は信政の息子でなければならぬ。表38の系図で、行願を信政の嫡男とした理由である。このことはさきの問題にもかかわって、太田文の末尾には「弘安八年十二月一日 守護人大江（以下破失）」とあることが注目される。結論をいえば、出石氏は守護太田氏の一族で、出石郷・下里郷・安美郷の地頭職をもつ家であつたことになる。

出石氏の動向でもう一つ気にかかるることは、本拠地安美郷福成名三町八段小の下地が水谷社に付せられていることである。但馬三宮の水谷大社が平家没官領として領家職が関東御領となり、そこに預所水谷左衛門大夫清有が送り込まれていることはさきに述べた。出石氏は六波羅評定衆である清有との所縁を求めて、福成名を寄進したと考えられるからである。

4 但馬国守護所

守護所の所在を考える場合、もつとも重要なのは守護領の分布である。一般的に守護所が国衙付近にあるのは、守護領が国衙付近に集中して分布していることが多い結果であって、国衙周辺に守護領がない場合には、守護所を置きたくても置けないことになる。但馬の守護所を考えるためには、守護太田氏の所領がどこにあったのかを検討する以外には方法はない。

但馬の守護領 一二八五年(弘安八年)の『但馬国太田文』作成段階の但馬守護であつた太田政頼が地頭職をもつていたのは、次の四か所であった。

『但馬国太田文』には、そのほかにも太田一族の所領があるが、それは守護太田政頼の所領をはるかに凌駕している。

死んだ出石三郎信政の生前の所領は出石郡にあり、出石郷三三町九反四四分、下里郷六一町九反二四七分、安美郷七六町七反六〇分、高龍寺五町の合計一七七町五反三五一分となる。守護の太田政頼の父が政綱といつたことは永仁元年(一二九三)九月の史料(『播磨清水寺文書』)に見えるが、政綱の所領は城崎郡にあり、氣

第4章 中世の出石

表 39 太田政頼の地頭職所領

郡	莊	面 積	
朝来郡	伊由莊	28町 0 0	6町 3反半 地頭名勤仕所当公事
出石郡	弘原莊	50町 0 0	
城崎郡	氣比莊 氣比村 下鶴井莊	34町 3反250分 26町 1反110分	(公文職)
合計		138町 5反 0	

表 40 太田氏一族の所領

郡	郷 莊 名	面 積	地 頭
出石郡	雀岐莊西方	36町 4反 60步	太田左衛門三郎入道如道
	出石郷	33. 9. 44	地頭出石三郎信政跡, 子息孫三郎政光
	神戸郷	34. 7. 116	地頭太田次郎左衛門尉政直跡
	下里郷	61. 9. 247 (地頭給5. 1. 135)	太田三郎二郎入道行願
	菊万・宗平名	5. 8. 30	惣領行願
	行願妹(信政女)	2. 0. 0	
	安美郷	76. 7. 60 (地頭給5. 9. 280)	地頭大江氏, 出石三郎信政嫡女長右衛門四郎長連妻女
	次女分	3. 0. 0	安芸之助光直後家
	三女分	3. 0. 0	沼田小太郎入道願西妻女
	四女分	2. 0. 0	大内莊預所佐渡入道禪海妻女
	成支名	8. 5. 0	信政次男孫三郎左衛門尉政光分
	安富名	7. 0. 130	三男孫三郎信繼分
	成支名	4. 7. 200	四男五郎信長分
	高龍寺	5. 0. 0	地頭太田三郎二郎入道行願
城崎郡	氣比莊	50. 1. 190	地頭太田太郎左衛門尉政綱跡
	立野村	11. 2. 50	地頭太田左衛門次郎政員
	本庄村	6. 4. 0	地頭太田左衛門三郎政光
美含郡	佐須莊	78. 7. 10	地頭太田千熊丸
合 計		431. 3. 57	

第1節 鎌倉時代の出石

菊万字平内各	五丁八爻三十分	但馬守領地
但馬守名始	但馬守領地	但馬守領地
明光道文者	菊百三丁	平
二丁三爻百六十分以上	中野三爻百六十分	法文定
二丁三爻百六十分以上	中野三爻百六十分	法文定
北朝西方淡文有	一丁四爻二百分	
行確味	行確味	
信教	信教	
安美娘	残定田	
七十六丁七爻六十分	三丁二丁二爻十七分	
佛神田	七十六丁七爻六十分	
正十九爻三百八十分	正十九爻三百八十分	
地頭給	五丁九爻三百二分	

写真 114 『但馬太田文』に見れる『但馬太田文』に見れる
出石三郎の所領

比莊五〇町一反二九〇分と公文職をもつ下鶴井莊二六町一反一一〇分であつたらしい。出石郡の弘原莊と朝來郡の伊由莊とは恐らく守護領として付加されたものではなかつたかと考える。もしそうだとすると、政綱の本来の所領は城崎郡の七六町三反四〇分だけになつて、信政の所領の半分にも満たないことになる。美含郡佐須莊の七八町七反一〇分をもつ太田千熊丸は信政・政綱とは別系の庶流なのであらうか。このほかに出石郡神戸郷三六町七反二六分を所領としたのは、太田次郎左衛門尉政直で、別に同雀岐莊西方三六町四反六〇分をもつ太田左衛門三郎入道如道がいたから、五家が並立していたらしい。五家をあわせても但馬全域の七バーセントの所領を占めるにすぎず、同じく太田文の残つている淡路で守護長沼宗政が支配した面積に比して著しく低い。

不可解なことは、太田氏の根本所領であるはずの出石郡太田莊八〇町の地頭職は越前々司後室がもつていることである。越前々司とは『吾妻鏡』に見える北条時広(時弘)のことらしい。北条時広は若いころには相模七郎を名乗つていたから、得宗家に近い位置にいる人物である。該当する者に、北条時房の子時広がいる。『北条系図』を摘記すれば表41のようである。

時房の子が相模二郎から相模十郎までいすれも相模を冠して呼ばれたのは、時房の官途が相模守であつたためである。恐らく、もと叡山の悪僧であつた太田昌明は、承久の乱の功によつて但馬守護といふ破格の昇

表 41 北条氏略系図



進を果たしたが、その厚恩に謝する形で太田荘地頭職を時房に献ずるとともに、幕府の元老大江広元に所縁を求めてその庇護^{ひご}を仰ぎ、みずから大江氏を称するに至つたものと考えてよいのではなかろうか。太田荘が、太田文作成にあたって注文を提出しなかつたのも、何か事情がありそうである。

太田一族の五家のうちで目立つことは、信政一行願が支配した出石郡出石郷・安美郷・下里郷と、政直が支配した同神戸郷に対して、如道は同雀岐莊西方、千熊丸は美含郡佐須莊、政綱・政頼は城崎郡氣比莊、同下鶴井莊(公文職)、出石郡原原莊という際立つた差のあることである。出石郷と神戸郷は相隣接し多分もとは出石大社の神郷であったと考えられる。あるいは兄弟であったのかも知れない。所領の大きさからいって



写真 115 太田昌明の居た比叡山西塔（大津市）

も、また守護が莊園よりも国衙領を支配したことを考へても、太田一族の惣領家はむしろ信政一行願系であつたらしい。したがつて、鎌倉時代の但馬国守護所は、出石郡内の、それも太田莊ではなくて、出石郷・下里郷・安美郷内のいずれかに、おそらくは出石郷内にあつたと考えざるを得なくなつてくるのである。

5 村落と農民

神戸郷絵図

断欠

出石神社の旧祝職家はぶりしきであった神床氏に伝來した文書のなかに、社領神戸郷の古図がある。年号の注記はないが、鎌倉時代のものと考えられている。図はかなり破損がひどく、完全には復元できないが、大鳥居・橋・出石川が描かれていて、耕地は整然とした条里に区画されており、小字名と一町内の神領の内訳が記されている。その内訳は次ページ表42のとおりである。

まず小字名は現行の小字名と広田・黒田・大保など一部で一致し、加えて大鳥居と橋の位置および参道から、現在地にあてることができる。『神美村誌』は次のようにこれを比定している。

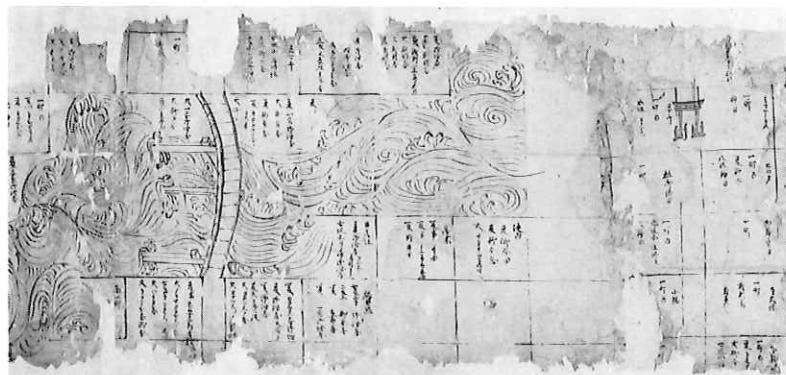


写真 116 神戸郷絵図断欠・部分（豊中市 神床守直氏蔵）

第4章 中世の出石

表 42 神戸郷絵図の神領内訳

小字名	内訳
	1反トモヨリ □ 6反新シユリ田 大ウワハ, 大ウワハ, 2反久保垣糸井畠, 2反同糸井畠 大□ 大武則, 1反武則
山ニソウ	1反モツタ, 1反ツネミツ 1町内 5反モツタ, 5反ツネミツ
庭 田	1町内 3反郷分, 6反神田
上 大 保	1町公文分田 1町内 2反小新シユリ田, 4反大糸井畠, 2反一宮御油畠, 1反糸井畠 8反, 1反小, 3反, 1反
黒 田	サトノ前 1町内 □
福 田	1町□, 福□
ハムロ	1町□, □
中 大 保	1町武則
渴 キ	
ミマヤノ尻	三方寺ノ知行
ヒロタ	1町神田
御神宝田	1町内 2反郷分, 8反神田
下 大 保	1町 1町武則之内雜免
下榎カ□	1町内 2反トモ, 大郷分 7反小神□ ^(田カ)
コマチ	1町内 5反ヨナマス
社御供田	1町
小 橋	1町内 9反小法師丸, 1反神田 1町内 □ 1町 □
コハシリ	
サタ	
池 内	2反郷分田, 1反郷分畠, 大サタキヨ名田
荒 木	1反御油畠, 1反武則畠, 3反武則宗真名内大武則畠, 大武則畠, 1反武則畠 1反半井田, 1反半イマキラ井田, 1反柳井田

第1節 鎌倉時代の出石

小字名	内訳
井 尻 垣 福 井 垣	2 反御油畠, □内御油畠, □反メウラクシ畠, 5 反久長垣糸井畠 2 反□ 3 反御油畠, ヲウホノ名付申, 7 反ホリノ中御油畠 7 反半御油畠, 2 反小郷分畠, 4 反糸井畠, 4 反一宮御油畠
三 マ チ	4 反小図師給, 3 反郷分畠, 1 反小一宮御油畠 3 反一宮御油畠, 大郷分畠, 2 反郷分畠, 1 反キヨトコロ分ニヨス畠, 大郷分 4 反ヨナマス畠御油, 2 反御油畠大用卜, 4 反御油畠, 1 反大クルヒ垣大ヨナマス畠, 大ヨナマス屋敷和田
	1 町郷分 大一宮御油畠, 大郷分畠, 2 反小糸井畠 2 反半兵衛三郎屋敷, 大ノカセヨナマスノ分 7 反半ヨナマスノ名田, 大ハラタ畠, 大マフヤマ畠, 郷分
	1 町内 1 反, 1 反, 1 反御油畠, 1 反又御油畠, 大郷分畠, 畠 1 町□
	1 町内 トモヨリ名, 2 反キヨヤス名, 1 反小神田, 1 反御油畠, 2 反大神田 3 反安良御油畠, 河磧
中 カ ワ ノ ラ 田	1 町内□ 1 町内 2 反ムネサネ名, 2 反トモヨリ 6 反神田 1 反小神田, 大郷分, 5 反御油畠, 残 畠 5 反
中 カ ワ シイノモト シ ハ 原	1 町内 2 反トモヨリ, 1 反二郎丸 1 反郷分, 6 反神田 1 町内 3 反毗沙門堂田, 7 反神田 1 町内 5 反年内 2 反流失, サネキヨ半郷分, 年キヨトコロメン小二郎丸小サタキヨ名 2 反小神田, 半又神田
カ イ ャ 垣 カ イ ャ 垣	1 町内 7 反スエフサ畠, 1 反大ハ山畠, 2 反神田 1 町 2 反内 1 町武則分畠, 2 反田所ノ畠
タ マ ノ 坪 ホ イ 爪 八 坪 池 野 へ 石 坪 1 反	1 町内□反ワカミヤ田, □郷分, コノホカ神田 1 町内 4 反ムネサネ 6 反神田 1 町内 2 反郷分, 8 反神田 1 町内 6 反郷分, 4 反神田 1 反タメヤス郷佃田, 半ノリチカ郷佃, 半ヨナマス郷田, 小トモヨリ郷佃, 小トモヨリ郷佃 6 反長野

『神美村誌』(46ページ)による。

ここに登場する武則、トモヨリ、ツネミツ、サタキヨ、二郎丸、キヨヤス、ムネサタ、スエフサ、三郎兵衛、タメヤス、ノリチカなどが新興の莊民で、神領を請け負って耕作していたことが分かる。このうちヨナマスはミマチに大すなわち二四〇歩の屋敷をもち、兵衛三郎は別のところに二反半の屋敷をもっていた。名田の明記があるのは武則宗真名、ヨナマスノ名田、サタキヨ名田、キヨヤス名、トモヨリ名などで、つまりこれら新興の莊民は名主であったことを示している。この神領の絵図はこれが全部ではなくて断簡であるから、これを集計してみても名主の保有地が分かるものではないが、最大の武則は二町四反大の田と一町三反小の畠を保有していたから、少なくとも三町八反以上の田畠をもつていたことになる。武則は三町八反以上の田畠を、いったいどのように經營していたのであろうか。

三町八反以上の田畠を自家の家族労働のみで耕作することは不可能であろうから、下人を使役して営農する一方で、作人に下作させて小作料に相当する地主得分を得ていたに違いない。武則の屋敷がどこにあったのかは絵図では分からぬが、兵衛三郎の二反半の屋敷というのはずいぶん広いから、兵衛三郎も有力な農民であつたであろうし、自分の名を名田としているヨナマス、サタキヨ、キヨヤス、トモヨリなどの名主も兵衛三郎とならぶか、またはそれ以上の規模をもつ農民であつたであろう。

郷分と書かれた田畠は神戸郷の田畠で、そのなかには太田文の出石大社の項に「常荒流失 三丁一反又出石郷押領四丁四反小云々」とあるように、神戸郷が押領したものが含まれているであろう。つまり、元来、神戸郷は出石大社の神領であつたはずであるが、神領から離れて国衙支配の国衙領となり、地頭太田氏の権勢を背景に神領を蚕食していくのである。法勝寺領の雀岐莊などでは、地頭太田氏の莊園侵略にたまりかねた領



写真 117 石坪の郷佃田・神戸郷絵図
(豊中市 神床守直氏蔵)

家が下地中分を申請して東方の領家分と、西方の地頭分とに二分された。出石郡では太田文の作成された一二八五年(弘安八)の段階では雀岐荘のほかに下地中分された莊園がないが、朝来郡東河郷などは「建長以後庄号中分ノ地」で、弘安七年(一二八四)より領家と地頭との間で中分の実否について相争論が続いており、氣多郡大将野莊や城崎郡新田莊も領家分・地頭分に二分されているから下地中分があつたとみてよいであろう。

神領は神田と御油畠ごゆばたとかなり、御油畠は烟地子が出石大社の灯明料にあてられることを示している。ミマチにあつた四反小の図師給は、図師すなわち莊園や国衙領の絵図を描くことを任務とする下級莊官の給田である。問題は石坪の佃田である。『神美村誌』は

「御佃田」と読んで、タメヤス、ノリチカ、ヨナマス、トモヨリが出石大社の佃田(直営地)を耕作したと解した。しかし、これは写真で示したように「郷佃田」としか読めない。「郷佃田」とは聞きなれない用語で、確かに「御佃田」のほうが理解は容易ではあるが、文字はなんとしても「郷佃田」である。たつた一字の違いはあるが、郷佃田は神戸郷の佃田と解するほかはない。つまり、タメヤス、ノリチカ、ヨナマス、トモヨリらは神戸郷を私領化していた地頭太田氏の地頭佃を耕作する地頭被官であつたということになるのである。

以上のような事情は、太田文の出石大社の項にもうかがうことができる。太田文にみえる出石大社は、一四一町六反六〇分という広大な神領をもつていたが、そのうちの六丁半の領主佃は実際には案主給になつて、案主である「藤肥前々司」の給田になつてゐるので、その収穫が出石大社の収入になるわけでは決してなかつた。太田文が作成された段階では「藤肥前々司」はすでに死去していて、その遺領は三人の子息に分領されていたから、出石大社の領主佃もこれら三人の子息たちの分領になつていたのであろう。鎌倉時代には、出石大社の神威は決して古代のような絶対的なものではなかつたのである。

第一節 南北朝内乱期の出石

1 南北朝内乱と但馬の諸氏

元弘の乱と但馬の武士は、伯耆から上洛してきた千種忠顕と合流して京都に攻め入ったが、四月八日の京都二条大宮の合戦で戦死してしまった。それ以後、但馬の国人たちはその中心となるべき勢力を失った。このとき養父郡小佐郷一方地頭の伊達孫三郎入道道西・宗幸・宗重三兄弟も従軍しており、宗幸は左肩を射られ、家人和田次郎と中間十郎太郎が討ち死にしている。このときの合戦には、阿弥彦三郎・安原彦五郎・枚田彦太郎・楯彦太郎らの但馬の武士も参加していた（『伊達文書』）。それらの但馬の武士たちの多くは、伊達氏や安原・枚田氏などのように千種忠顕に属して元弘の乱を戦って本領を安堵されたが、また一方では養父郡朝倉氏のように足利高氏（尊氏）に属したものもあり、それだけに建武新政崩壊後の、但馬の武士の身の処し方には大きな混迷がみられるのである。